

内容とする顧問契約とは別に事件ごとに委任契約を締結する取り扱いになっているとしている。

当該指針は、令和3年2月定例県議会において、弁護士選任や報酬に関する基準を定めることなどを山梨県に求める附帯決議が可決されたことを受けて検討されたものであり、令和3年3月31日に山梨県知事が県議会に説明した後、4月1日から適用されている。

(6) 専決処分について

専決処分は、議会が議決すべき事件について、自治法で規定する場合に、議会の議決を経ずに、長が、議会において議決したものと同様の法的効果を持つ処分を行うことであり、専決処分をした場合は、次の会議において議会に報告して、その承認を求めなければならない。本来、予算の議決は議会の権限であるが、行政運営上、専決処分をしなければならないことは当然あり得るため、その際は、議会の理解・承認が得られるよう努力することが自治法上求められている。

山梨県は、令和3年4月5日に本件訴訟等に関する訴状等が送達された後、訴訟追行体制を整えるにあたり、令和3年2月定例県議会における「着手金を初めとして最少の経費となるよう努力すること」との附帯決議に基づき、着手金を最少のものとする観点から、他の法律事務所への打診を含め交渉を重ね、結果、最終的に調整が終了したのが4月28日となり、5月6日の答弁書の提出に向けた本件委任契約の締結は4月30日とせざるを得ず、残された時間が1日となったとしている。

答弁書は第1回口頭弁論期日において陳述するためのものであるから、第1回口頭弁論期日まで提出されなければならず、さらに、第1回口頭弁論期日での弁論を充実させるためには、相手方が準備するのに必要な期間において、裁判所に提出しなければならぬとされている（民事訴訟規則第79条第1項）。なおかつ、山梨県は、迅速な進行が要求される仮処分の申し立てに知しては、裁判所は通常、短い期間で判断を行うため、最初から県の主張を詳細に申し述べる必要があるとされており、本件委任契約を早急に締結し、訴訟追行体制を整えることが必要であったとしている。

なお、請求人から、令和3年6月定例県議会総務委員会において、山梨県が、当該弁護士以外とは交渉をしていないとの発言をしたと指摘する陳述があったが、山梨県は、陳述聴取の質疑の際、明確に否定している。

自治法第179条第1項の「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」とは、議会の招集は、原則として開会の日前、県にあつては7日までに告示しなければならないとされていることについて、緊急を要するときは、必ずしもこの告示期間を置くことを要しない（自治法第101条第7項ただし書き）が、少なくともすべての議員が開会までに参集しうる時間的余裕を置いて告示しなければならないものであるもので、そうした時間的余裕を置いたのでは時期を失することが明らかであると認められるときであるとされている。山梨県は、前述の状況から、全ての議員が開会までに参集しうる期間を置いて告示し、臨時議会を招集することは困難であり、時間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分をしたものであるとしている。

当該専決処分は、令和3年6月定例県議会において報告され、承認されている。

なお、議会が自治法第179条第3項に基づき、適法な議決によって専決処分を承認した場合には、議会の意思が表明されたものとして、議会の議決によって、支出について予算を定めた場合と同視するのが相当であるとされている（東京高等裁判所平成25年6月12日判決）。

(7) 本件委任契約に係る弁護士費用の算定方法について

山梨県は、本件訴訟等は本件住民訴訟とは別案件であり、今後の訴訟追行の中で新たな論点が生じることも見込まれ、現に取得時効や保全の必要性などの新たな論点が生じており、また反訴を含む契約となつていて、理由に、労力が相当程度少なくなるとの請求人の主張を否定している。

山梨県は指針の中で、事件に係る経済的利益の額が大きい事件（概ね1億円以上のももの）その他の困難な事件については、旧日弁連報酬基準を基に算定することとしている。本件訴訟等は土地の賃借権を主な争点としており、旧日弁連報酬基準において、土地の賃借権を主な争点とする場合は「対象となる物の時価の2分の1の額」に基づき算定する取り扱いとなつていて、山梨県が行った不動産鑑定に基づき、対象不動産の基礎価格で算定したものであるとしている。また、不動産価格を32.4億円としたことについては、弁護士費用の縮減のために、山梨県が行った不動産鑑定のうち、額の低い鑑定額を用いたものであるとしている。

弁護士報酬は、日本弁護士連合会の「弁護士の報酬に関する規程」（平成16年2月26日会規第68号）によると、個々の弁護士がその基準を定めることになつており、山梨県は、本件訴訟等の着手金については、旧日弁連報酬基準に基づき算定した額よりも大幅に縮減されており、債務不存在等確認請求事件及び仮処分申立事件を合わせ1本の契約とするほか、経済的利益の2パーセントで算定するところを1.2パーセントで算定することとし、加えて、本件委託契約の費用である6,600万円も控除したものとされている。その結果、山梨県は、旧日弁連報酬基準のとおり算定すれば、本来6億円余となるどころ、その4分の1を下回る1億4千万円余まで縮減されているとしている。また、反訴を含めた契約内容とすることで、反訴を提起する際に必要となる着手金を改めて支払うことがないようにし、更に、成功報酬についても、反訴に係る山梨県の主張が裁判所に認められ、富士急行に対する強制力を伴った請求が確定し、経済的利益が確保された場合に支払うこととしている。

2 監査委員の判断

請求人は、山梨県知事が当該弁護士との間で本件委託契約を6,600万円で締結し、同額を当該弁護士に支出したこと及び本件委任契約を1億4,300万円で専決処分により締結し、同額を当該弁護士に支出したことが、地方財政法第4条第1項及び自治法第2条第14項に違反していると主張している。

地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と規定しており、また、自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民

の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定している。

これに関して、過去の判例では、「いずれも地方公共団体や地方行政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である。」(大阪高等裁判所平成17年7月27日判決)とされている。

以上を踏まえて、以下の点について判断する。

(1) 本件委託契約について

請求人は、当該弁護士に本件業務を委託するのであれば、本件委託契約は不要であり、また、当該弁護士が作成した中間報告書の内容は、本件住民訴訟において山梨県が準備書面等で主張した内容とほとんど同じであって、本件委託契約に係る業務と中間報告書とは異なる視点から賃料の適正性を検証したということは、少なくとも中間報告書からは読み取れず、中間報告書の内容は6,600万円のタイムチャージ制の対価に混入していないと主張している。

本件委託契約は、令和2年11月定例県議会において、「和解の件」が継続審議となったことを受けて、原告が和解の意思を撤回し、訴訟継続となったことにより、訴訟追行に際し、山梨県の主張・立証を早急に補充・補強する必要が生じたことから、本件住民訴訟を通じ、山中湖畔県有地に係る経緯や関係法令に関する知識を有することを確認できた当該弁護士に委託したものである。

したがって、当該弁護士に本件業務を委託する必要はなく、本件委託契約自体不要という請求人の主張は認められない。

また、弁護士の報酬額については、「弁護士の報酬に関する規程」により業務の困難性、労力の程度その他諸般の状況を勘案し、これを算定すべきものと考えられると解される。本件業務の調査の対象には、昭和初期からの90年以上にわたる経緯の調査や将来の業務のあり方も含まれており、また、多くの関係者の行為が積み重なり、関係資料が非常に多くあり、多岐にわたる争点や課題が複雑に絡み合っている。

したがって、本件業務の複雑・困難性からすれば、本件委託契約の契約額を不合理と認めることはできない。

また、山梨県が、本件委託契約は、訴訟追行に際し、山梨県の主張・立証を早急

に補充・補強する必要から行ったものであり、中間報告書と準備書面等で主張する内容が重複することは当然のこととしている点、本件訴訟等で問題としているのは平成9年以降の対象県有地の貸付についてであるが、本件委託契約の調査の対象には、本件住民訴訟で問題となっている以前の論点や関係者に関する問題も多く含まれており、一般的な社会通念に照らしても、本件住民訴訟の訴訟委任契約の対象業務に本件業務も含まれているとは考えられず、本件住民訴訟の訴訟委任契約に基づき履行することは不可能であると主張している点については、不合理であるとは認められない。

以上のとおり、本件委託契約に係る山梨県知事の判断について、判断の基礎とされた重要な事実を誤認がある等により、同判断が全く事実の基礎を欠くものであるとは認められず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められないため、裁量権を逸脱又は濫用するものではない。

したがって、本件委託契約を6,600万円で締結し、当該弁護士に支出したことは、地方財政法第4条第1項及び自治法第2条第14項には反しないものと考えられる。また、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があるとも認められず、不当ということもできない。

(2) 本件委任契約について

請求人は、当該専決処分は、自治法第179条第1項に該当せず、違法であると主張している。その根拠として、請求人は、当該弁護士とはもとも顧問契約を締結しているのだから、新たに本件委任契約を締結する緊急の必要はなく、答弁書の提出期限が迫っているとしても、答弁書を提出した後、弁護士に依頼するという方法もあるため、自治法第179条第1項の「緊急を要する場合」には該当しないと主張している。

他方で、山梨県は、自治法第179条第1項に該当し、何ら違法ではないと主張する。

前述のとおり、東京高等裁判所判決は、議会が自治法第179条第3項に基づき、適法な議決によって専決処分を承認した場合には、議会の意思が表明されたものとして、議会の議決によって、支出について予算を定めた場合と同視するのが相当であるととしている。

本件の専決処分については、令和3年6月定例県議会に報告され、同年7月6日に、同会において承認されていることからすれば、自治法第179条第1項に該当するか否かにかかわらず、当該専決処分を違法な処分であると認めることはできない。

請求人は、本件訴訟等によって山梨県が得られる利益は不確定であり、單純に本件訴訟等の対象となる不動産の価格を算定の基礎とすべきではないこと、本件不動産の価格について、複数の鑑定結果があり、対象不動産価格が確定していないことから、32.4億円を基礎価格として弁護士費用を算定することは誤っていること及び本件訴訟等においても本件住民訴訟と同様に本件不動産の適正な賃料が主な争点となることは明らかであるから、本件住民訴訟を担当する弁護士であれば、本件

訴訟等を担当する労力は相当程度少なくなるはずであり、本件住民訴訟の弁護士費用と比較して、本件訴訟等の弁護士費用が高額になるはずはないことを主張し、これらのことを考慮して、本件訴訟等の弁護士費用（着手金）は、旧日弁連報酬基準のうち、経済的利益が算定不能な場合に該当し、800万円を基礎に算定されるべきであり、800万円の5%＋9万円の49万円を基準に弁護士費用を算出するべきであると主張している。

本件訴訟等は、土地の賃借権を主な争点とするものである。山梨県が指針の中で引用している旧日弁連報酬基準によれば、弁護士報酬は、対象となる物の時価の2分の1の額に基づき算定する取り扱いとなっているため、同基準の経済的利益が算定不能な場合に該当するとの主張は認めることができない。

山梨県は、自らが行った不動産鑑定のうち、より低額な価格である324億円を本件不動産の基礎価格とし、算定に当たっては、債務不存在等確認請求事件及び仮処分申立事件を合わせ1本の契約とするほか、経済的利益の2パーセントで算定する着手金を1.2パーセントで算定し、さらに、算定された額から本件委託契約の委託費6,600万円を控除しているとしている。また、山梨県は、交渉によって、旧日弁連報酬基準のとおり算定すれば本来6億円余となるところ、その4分の1を下回る1億4千万円余まで縮減するなど、最少の経費となるよう努めているとしている。

324億円を基礎価格として弁護士費用を算定することは誤っているとまでは言えず、また、当該弁護士との交渉の結果、旧日弁連報酬基準から縮減された金額となっていることを考えると、当該弁護士費用が高額であり、不当であると認めることはできない。

以上のとおり、本件委任契約に係る山梨県知事の判断について、判断の基礎とされた重要な事実が認められる等により、同判断が全く事実の基礎を欠くものであるとは認められず、また、事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは認められないため、裁量権を逸脱又は濫用するものとは言えない。

したがって、本件委任契約を1億4,300万円で締結し、同額を当該弁護士に支出したことは、地方財政法第4条第1項及び自治法第2条第14項には反しないものと考ええる。また、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があるとも認められず、不当ということもできない。

(3) まとめ

上記のとおり、請求人が主張する「本件委託契約を締結し、支出したことが違法である。」及び「専決処分により本件委任契約を締結し、支出したことが違法である。」は、いずれも理由が認められない。

したがって、山梨県が、山梨県知事及び当該弁護士に対し、本件委託契約に基づき支払った6,600万円及び本件委任契約に基づき支払った1億4,300万円の返還又は相当額の損害を賠償させる措置を講ずることを勧告することを求める本件措置請求は、棄却する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番